# 清代地方官の病死・病氣休養について

## ——人事管理に關する一考察——

伍　躍

はじめに
Ⅰ　病死開缺と病氣休養の關係手續き
一　病死開缺
二　病氣休養
1　告病　2　起病制度の復活　3　病氣休養制度の惡用
Ⅱ　歸鄉への救濟措置
一　中央の恤微員政策
二　各省獨自の救濟措置
むすび

## はじめに

清代の官僚制度については、これまで官僚の選任方法や地方官の職務（たとえば裁判）等において、數多くの成果が擧げられてきた。しかしながら、官僚の人事管理制度といった視角からは、あまり研究されてこなかったと言ってよい。(1)

本稿では、官僚の中の多數を占めた州縣地方官の在任中の病死や病氣休養の關係手續きを通じて、日常の人事管理問題

を検討してみたい。在職中、病死や病氣などの不幸に見舞われる官僚は、少なくなかったようで、たとえば、乾隆四十八年（一七八三）九月九日付けの大學士阿桂らの「彙題」によれば、同年七月下旬の十五日閑に吏部で處理された告病手續きは、あわせて十九件あったことが分かる。その内譯は通判一名、知州一名、知縣八名、委用知縣一名、試用州同一名、府經歷一名、教諭一名、訓導二名、主簿一名、巡檢二名である。(2) また、光緒十七年（一八九一）五月に各地の督撫が上奏した奏摺によれば、病死した地方官は、道員二人、知府一人、知州一人、知縣四人であり、病氣で休養した地方官は、道員一人、知府二人であった。(3) ここからも容易に想像がつくように、官僚の病死や病氣休養といった問題に對する管理は、比較的頻繁に行われる日常的な人事業務であり、その點で、地方官の新規採用や定期的に行われる「大計」（三年に一度の地方官の勤務評定）といったものより、地方官の人事制度や地方行政の實態をもっとも反映していると考えられる。したがって、この問題は、官僚制度と地方行政の研究において、極めて重要な問題なのである。

これまでの研究は、病死や病氣休養の關係手續きを靜的に捉えており、「政書」の史料に基づいて、ほとんどその手續きの基本的な部分の說明にとどまっていて、全容の解明には至っていなかった。(4)

本稿の課題は、關係手續きの復原に努めることを通じて、不幸に見舞われた地方官ないしその家族は、どのように報告や申請をしていたのか、彼らの上司は、どのようにその報告や申請を處理していたのかを明らかにすることである。これらの手續きを明らかにすることは、清代の官僚人事管理制度が、當時の行政制度とのあいだで、どのような關係を持っていたのかを明らかにすることにつながるであろう。

以下、まず病死や病氣休養の關係手續きを述べ、ついで貧しい官僚の歸鄕への援助措置を紹介し、これらの問題について檢討を加える。

## I　病死開缺と病氣休養の關係手續き

### 一　病　死　開　缺

ここでは、四川綿州直隸州綿竹縣典史張允謙の病死したケースを例として、その手續きを檢討したい。まず關係文書を原文のまま掲げる。(5)

（文書一）

據親供綿竹縣已故典史張允謙家丁魯源今於

與親供爲報明病故事。實供得家主綿竹縣典史張允謙、現年五十八歲、係順天府大興縣人、原籍陝西長安縣、民籍。由監生於光緒四年遵米捐例報捐典史、指分四川試用。嗣復遵新海防例加捐新班先補用、十八年十月咨補綿竹縣典史、二十年三月初八日到任。茲於三十二年八月初十日染患瘧疾、醫治罔效、旋於十三日在任病故。並無捏飾違碍等弊、中間不虛。親供是實。

光緒三十二年　　月　　日

綿竹縣印

（文書二）

具醫生甘結劉季常今於

與甘結爲報明病故事。實結得綿竹縣典史張允謙於光緒三十二年八月初十日染患瘧疾、醫治罔效、旋於十三日在任病

故。並無扶捏違碍等弊、中閒不虛。甘結是實。

光緒三十二年　月　日

綿竹縣印

（文書三）

署理綿州直隸州綿竹縣今於

與印結爲報明病故事。實結得卑縣典史張允謙於光緒三十二年八月初十日染患瘧疾、醫治罔效、旋於十三日在任病故。並無扶捏違碍等弊。相應加具印結。是實。

光緒三十二年十二月十七日署知縣王棪

綿竹縣印

綿州之印

（文書四）

署綿州直隸州今於

與印結爲報明病故事。依據結得署綿竹縣知縣王令棪結稱、結得該縣典史張允謙於光緒三十二年八月初十日染患瘧疾、醫治罔效、旋於十三日在任病故。並無扶捏違碍等弊。由縣結轉到州、相應加具印結。是實。

光緒三十二年十二月十七日署綿州知州榮麟

綿州之印

ここでみられるように、文書一、二、三、四は貼りつづられており、一巻を成している。文書一と文書二、文書二と文書三との紙縫部分にそれぞれ「綿竹縣印」が捺され、文書三の日付「三十二年」のところにも「綿竹縣印」が捺されている。さらに文書三と文書四との紙縫部分、文書四の日付の「三十二年」のところにそれぞれ「綿州之印」が捺されている。

①【死亡届けの提出】

地方官の病死にあたって、その遺族や部下は「稟」、「呈」などの文書をもって直屬上司に報告する。この時、正式な死亡届け、つまり「親供」を提出しなければならない。親供とは、自ら用件等を説明する際に、しばしば使われる文書である。死亡届けとしての「親供」の中には、死者の履歴、死因、病死の日付などを明記しなければならない。

先に移錄した文書一は、光緒三十二年（一九〇六）八月十三日、順天府大興縣籍の四川綿州綿竹縣典史張允謙が在任中に病死し、その後に彼の家人魯源が、知縣に提出した親供である。

この親供によれば、當時五十八歳の綿竹縣典史張允謙は、光緒四年（一八七八）に典史の資格を捐納し、自らの希望により「試用」の名義で四川省に派遣された。數年後、さらに捐納をして、光緒十八年（一八九二）十月に綿竹縣典史に任命され、二十年（一八九四）三月八日に着任した。光緒三十二年（一九〇六）八月十日、張允謙は、マラリアに感染したが、醫藥の效なく、十三日に在任のまま病死した。親供の最後の部分で、この報告には揑造や違法な點はなく、すべて眞實である、と誓っている。

この親供を裏附ける形で、醫者の劉季常は死亡證明書に當たる「醫生甘結」を提出した。これが文書二である。

この醫生甘結は、先の親供の後半と同じように、張允謙がいつから、何の病氣にかかったか、いつ病死したか、この病死の際には在任であったか、ということを證明している。そして最後に、自分が提出した醫生甘結の內容はすべて眞實であることを誓っている。

ちなみに、上掲の一連の文書には、直接觸れられていないが、通常、稟、呈、親供などの提出とともに、病死した地方官の家人は、その地方官が生前に保管していた權力の象徵、つまり官印あるいは戮記を提出しなければならない。

光緒二十七年（一九〇一）六月二十八日、順天府保定縣知縣張及弟が、下痢が原因で病死した場合には、縣の典史蔡世瑢は、まず知縣が保管していた縣の官印を縣庫に收めて、大切に保管する一方、上司に對し、知縣病死のことを稟をもって報告した。また、光緒三十二年（一九〇六）十一月十三日、順天府大興縣籍の山東省沂州府沂水縣典史于光耀が、在任のまま病死しているが、彼の家人張喜は、呈をもって沂水縣知縣に報告して、典史の「鈐記」も一緒に知縣に引き渡した。沂水縣は、これを受理して、典史の鈐記を縣庫に收めたのである。(6)

②【申報】

遺族が提出した親供と醫者が提出した甘結を受け取った上司は、その死亡の狀況を文書で所管上司に報告する。この手續きを「申報」という。(7) 典史張允謙のケースでは、知縣はその申報の責任者にあたる。

この際、その申報者本人は、死者の家人や遺族から提出された親供、醫生甘結などの關係書類の確認を義務づけられていた。確認の結果として、彼は、自分の印結を提出しなければならない。これによって、部下を監督する立場に立つ地方官は、連帶責任を負わされることになった。

張允謙の上司、署理綿竹縣知縣王棪は、綿州直隸州知州に申報する際に、申文の提出とともに、親供と醫生甘結に基づ

いて、文書三の印結も添附した。

この知縣の印結は、基本的には醫生甘結の繰り返しである。まず張允謙はいつから、何の病氣にかかって、いつ在任のまま死亡したかを述べて、揑造がないことを保證している。そして最後に、以上の事實について、印結を提出すると聲明している。この知縣の印結は、張允謙家人の親供、醫者の甘結に貼りつづられ、そして、先にも述べたように、その親供と醫生甘結との紙縫部分、並びに醫生甘結と知縣との紙縫部分に、それぞれ「綿竹縣印」が捺印されている。これによって、署理綿竹縣知縣王棪は、まず張允謙家人の親供と醫生甘結の眞實性を認め、典史は確かに病氣で死亡したことを文書で證明したのである。

③【轉詳】

申報を受け取った上司は、詳文をもって、關係書類を布政使まで轉送しなければならない。この手續きを「轉詳」という。(8) 清代の規定によれば、詳文とは、政務の處理について、所管上司に報告し、その指示を仰ぐ公文書の一種である。轉詳とは、自分の權限で處理することができない文書を、詳文をもって上司に轉送し、その指示を仰ぐことである。(9)

張允謙のケースでは、署理綿州直隷州知州榮麟がその轉詳を行った。彼は、光緒三十二年（一九〇六）十二月十七日に綿竹縣から提出された上記の關係書類を、文書をもって四川布政使司に轉送し、その際に、綿竹縣の所管上司として自分の印結も添附した。これが文書四である。

直隷州知州の印結には、まず知縣の印結をそのまま引用し、そして、知縣の印結を受けて、自らの印結を提出すると記す。直隷州知州本人は、この印結を提出することをもって、部下等から提出された文書の有效性を認め、同時に連帶責任を負うことを上司に對して示したわけである。この直隷州知州の印結は、縣の文書に貼りつづられ、紙縫部分に「綿州之印」が捺印してある。

④【布政使による處理原案の作成】

部下から轉詳された親供、醫生甘結、印結が屆くと、布政使はいよいよ處理原案の作成に入る。たとえば、先に掲げた綿竹縣典史張允謙のケースでは、四川省布政使許涵度は、署理綿州直隷州知州榮麟から轉詳された書類を審査して、「無異」と確認した。さらに、彼は、四川總督に對し、開缺を了承するための咨文を吏部と順天府に向けて出すべきである、という處理原案を詳文をもって提出した。(10)

この際、布政使は自分のところまで屆けられてきた書類に不備がないかチェックしなければならない。無論、縣や府においても不備には氣がつくであろうが、部下に書類の訂正・追加を命じる權限はなかった。從って事實上、その不備を指摘して訂正を命じる、または追加させるよう上司に報告するのは布政使の專管事項であった。光緒三十年（一九〇四）十二月十二日、新任四川省珙縣知縣の陳源遴は赴任の直前に省都の成都で病死したが、成都縣知縣は彼の病死を最初に報告する際に、遺族の親供と醫生甘結を提出しなかった。布政使許涵度は、開缺手續きを取る一方で、書類の追加も命じるべきという內容の處理原案をまとめて、詳文を四川總督錫良に提出した。(11)

⑤【題咨】

地方の總督あるいは巡撫は、布政使の作成した原案に基づいて地方官の死亡を皇帝や關係官廳に報告する。これが題咨である。(12) 題とは、地方の督撫が皇帝に政務を報告し、指示を仰ぐ時に使用する題本を指し、咨とは、上級官廳（中央官廳では各部院以上、地方では道以上）の閒で、相手の了承を得るために使われる平行文書である。

地方官の病死に對する題咨の使用は、病死した地方官の官職によって分類できる。正印官の場合は、咨文で吏部と死者の本籍の督撫に知らせるほか、題本あるいは奏摺で皇帝に報告しなければならない。光緒三十二年（一九〇六）八月十一日、雲南省祿勸縣知縣の劉昌仁が在任中に病死した際、雲貴總督兼管雲南巡撫の丁振鐸は、九月二十六日、このことを奏

摺で皇帝に報告している。この奏摺は、皇帝の了承を得たあと、吏部に送られた。(13)

雲貴總督兼管雲南巡撫事調補閩浙總督臣丁振鐸跪

奏爲知縣因病出缺日期恭摺仰祈

聖鑒事。竊查雲南祿勸縣知縣劉昌仁、四川長寧縣

人、由進士卽用知縣、捐指雲南、准補祿勸縣知

縣。茲於光緒三十二年八月十一日在任病故、

據雲南布政使劉春霖詳請具

奏開缺前來。臣覆查無異、所遺祿勸縣知縣選缺、

滇省現有應補人員、應請扣留外補。除咨部查

照外、理合

恭摺具陳、伏乞

皇太后

皇上聖鑒敕部查照開缺、核覆施行。謹

奏。

〔吏部知道〕

光緒三十二年九月　二十六　日

この奏摺に見られるように、病死した正印官の履歴や病死の日付を報告する一方、後任者の選任方法、つまり外補制を適用するかどうかについて意見を上書する。また、正印官病死の報告とともに、別の文書で臨時代理者の指名についても報告する場合もあった。光緒三十二年（一九〇六）九月二十二日、新疆鄯善縣知縣羅正湘は在任中に病死したが、十一月

九日、甘肅新疆巡撫聯魁は奏摺でこれを報告する一方、缺員となっている鄯善縣知縣の臨時代理にあたって、すでに候補直隷州知州陳光煒を指名したことについても、奏摺の附片のかたちで皇帝に報告した例が見られる。(14)

これに對し、正印官以外の地方官の場合は、咨文で吏部と死者の本籍の督撫に知らせるだけで、皇帝の指示を仰ぐ必要はなかった。すでに擧げた綿竹縣典史張允謙のケースでは、四川總督は、布政使が詳文をもって提出した處理原案を認めて、吏部と死者の本籍の順天府に對し、咨文を出すにとどまっている。(15)

さて、中央吏部は、地方督撫からの咨文を受け取ると、この咨文が提出された日をもって、そのポストを開缺、つまり缺員とする。また、死者本籍の督撫（順天府・奉天府は府尹）はその咨文を受け取ってから、死者の本籍の州縣に札をもって知らせる。光緒三十一年（一九〇五）四月二十七日、廣西省平樂府鍾山通判趙光第が在中に病死した際、七月十六日、廣西巡撫は、それを知らせる咨文を出し、八月二十一日に順天府に到着した。順天府府尹は、ただちに手續きに入って、八月二十二日に「發房」、二十三日に「送稿」、二十四日に「判送」と「該班」を經て、趙光第の本籍の武清縣に知らせる札文を作成している。(16)

以上のことから、州縣地方官の病死申報手續きは主に次のようにまとめることができよう。

遺族―（死亡屆けの提出）→直屬上司*―（申報）→他の上司*―（轉詳）→布政使―（處理原案の作成）→總督や巡撫―（題咨）→皇帝や吏部

*「直屬上司」とは、死亡した地方官を直接管轄する立場にある者である。たとえば、典史の場合は「直屬上司」が知縣であり、「他の上司」とは知府や直隷州知州や道員である。知縣の場合は、「直屬上司」が知府か直隷州知州であり、「他の上司」が道員である。

以上、病死開缺の手續きについて見てきた。次に、「告病」の手續きを檢討しよう。

## 二　病氣休養

### 1　告　病

告病とは、病氣休養の制度である。以下、地方の正印官の告病手續きを順次檢討してゆく。

①【告病申請】

清代、地方官は病氣を患って、離任して調理（治療や休養）を希望する場合、詳文をもって申請した。その提出先は、それぞれの直屬上司である。たとえば、州縣地方官の告病申請の提出先は、府あるいは直隸州であるし、知府の告病申請の提出先は分守道や分巡道の道員である。(17)

雍正九年（一七三一）の夏頃、難病を患った雲南省雲南府嵩明州知州蘇暻は、次のような詳文をもって離任治療を申請した。(18)

査するに、知州という官職は、地方に關する責任を任されており、たよりとする身體が強健であって、始めて公務に專念することができる。私は、以前より失血の症を患っており、雍正五年に雲南省に着いた後には、二度も再發した。雍正七年（一七二九）、曲靖通判の任内においては、さらにチフスの病氣を患って、數カ月かかって、やっと癒えた。昨年五月、また脇痛を患った。今年の七月には、持病が再發し、その上風邪により惡寒・發熱がひどくなり、右手はしびれ、右足はだるくて痛む。いま藥を飲んで、風邪も次第に治っては來ているが、手足のしびれは旦夕に治すことができるものではない。思うに、私は今年四十二歳、まさに國家のために盡力すべきであり、どうして安樂をむさぼりなどしようか。しかしながら、病狀はますます深刻であり、短期間では癒し難い。それに、嵩明州は事務が繁

劇であるので、病氣の官僚が休養しながら、公務をとることなど無理である。もしぐずぐずと職に執着すれば、恐らく地方に悪い影響を與え、問われる罪は輕くはあるまい。まさに具詳して、伏して俯賜をもって、轉請して、解任して本籍に歸って療養できるよう具題されんことを祈る。病氣が快復する日を待って、さらに犬馬の勞を盡し、もって皇帝の恩に少しでも報いたい。

これによって、告病の稟文は、主に任地の公務が如何に煩雑か、自分の病狀は如何にその煩雑な公務に耐え得ないかなどを説明するものであることが分かる。このような文書は、申請者の意思を確認したり證據になるものとして、極めて重要であるだろう。

ところが、地方官は、どのような病氣・病狀の場合に離任治療を申請しなければならないかは、制度上はっきり決まっていなかったらしい。つまり、告病するかどうかは、その本人の判斷に任せられていたのである。ただし、告病をせず、公務に支障を與えた地方官に對しては、三年に一度行われる「大計」の際に、罪や責任を問われる可能性がある。清代では、明代の制度を繼承し、「大計」にあたって、「四格」（才、守、政、年）と「六法」（不謹、罷軟無力、浮躁、才力不及、年老、有疾）という基準で官僚の業績を評定する。そこで「有疾」と認定されれば、「休致」あるいは「降任」に處されることになる。たとえば、廣東省吳川縣知縣陶楫は、同治五年（一八六六）に行われた地方官の大計で「體弱多病」とされ、翌六年（一八六七）に行われた「甄別」（處分決定）で縣丞降任の處分を受けている。(19)

②【申報・轉詳】

告病申請が屆くと、申請者の直屬上司は、更に上司に對し文書で申報をし、その上司は申報を受け取ってから、さらに關係衙門を順次通じて布政使まで轉詳する。たとえば、道員は受け取った知府の告病申請を布政使に轉送することになる。

③【開缺申請・驗看】

布政使は轉詳された、あるいは稟で直接告病申請を受け取った日から、原則として次の作業に着手しなければならない。それは開缺と驗看の手續きである。

規定によれば、告病申請が屆くと、布政使は詳文をもって總督や巡撫に對し、「題咨開缺」を要請する一方、申請者の病狀を確認する驗看をも命じる。この驗看は、二回にわたって實施される作業である。すなわち布政使から派遣される者による驗看と、告病申請者の「該管上司」による驗看である。ここでは、布政使の指示で行われる驗看を紹介したい。

布政使は、送られた文書を受け取ったあと、その申請者と如何なるつながりもない者（本籍も任官地も違う者）を派遣して、申請者の病狀を確認させ、その確認者に對し、申請者の病狀を證明する印結の提出を求める。先に紹介した雲南省雲南府嵩明州知州蘇暻のケースでは、雲南省布政使は澂江府通判楊文法に驗看をさせている。また、光緒三十一年（一九〇五）、奉天鐵嶺縣典史郭寶恕が告病した際には、奉天府は、開原縣知縣陶應潤に對し、郭氏の病狀を確認するようにと命じており、陶應潤は、奉天府の札を奉じて、鐵嶺縣に出向き、郭氏の病狀を確認した。その確認の結果として、陶應潤は、奉天府に以下のような印結を提出している。(20)

奉天府開原縣今於

與印結事。依奉結得、卑縣遵札前來鐵嶺縣查驗、典史郭寶恕委係由外感觸發宿疾、喘嗽耳聾、日久不癒、並無揑飾規避情事。／將來病痊、堪以起用。理合加具印結。是實。

光緒三十一年五月十二日知縣陶應潤

開　原
縣　印

この「印結」は、告病者の病狀を確かめる一方、この告病者は將來の起用に堪える、ということを證明する重要な文書

である。と同時に、この「印結」の提出によって、その驗看者は、連帯責任を負うことになった。なお、布政使の命令による驗看の時期・期限については、一部の省では明確な規定がなかったようである。(21)

布政使は、驗看を行う一方、告病申請者の該管上司に對し、「收印」と「兼攝」を命じる。その該管上司は、これを奉じて、申請者の持つ官印を回收し、その職務を一時兼務する。このほか、該管上司は病氣にかかった當該部下の病狀を確認して、自らの印結と醫生甘結を添附した上でその病狀を上官に報告し、將來の起用のための「考語」、つまりその部下の勤務評定も一緒に提出しなければならなかった。(22) ちなみに、『大清會典事例』によれば、州縣地方官告病の場合、知府あるいは直隸州知州がその「該管上司」にあたる。

④【布政使による處理原案の作成】

『欽定六部處分則例』によれば、地方の正印官の告病申請を處理する原案の作成は、布政使の專管事項である。このため、上述の二つの「驗看」の結果がともに報告されると、布政使は、一定の時閒內に處理原案をまとめなければならない。福建省には、驗看の結果が屆いてから五日以內に、布政使は處理策をまとめて、文書で督撫に報告する、という規定が設けられていた。(23)

布政使は、自ら派遣した人から提出された驗看結果と告病申請者の該管上司から提出された考語などに基づいて、公務に耐えられないと判斷すれば、歸鄉を許可するか、省都での治療休養を命じるかを決定する。先の雲南省嵩明州知州蘇暻の告病のケースでは、雲南省布政使葛森は、驗看をした楊文泫から提出された病狀を證明する關係書類を受け取ってから、次の處理意見をまとめた。(24)

現在の嵩明州知州蘇暻の詳文によれば、いま持病が再發し、手足がしびれ、旦夕に治るものではない、という。彼の申請を批准し、解任回籍して調理することを許すのがよかろう。ただ、蘇暻は人として誠實であり、公務にも盡力し

た。少數民族の反亂にあたって、自ら糧米を督運して、困難を避けず、東川への運搬を果たした。いま、病氣を患って、いまだ治癒しないために、具題をして解任の上、本籍に戻り休養することを請い、回復の日を待って、なお雲南省に戻し、適任のポストがあれば、別に題補されんことを求める。

地方官人事の最終決定權を持たない布政使は、驗看の結果が屆き次第、詳文をもって、作成濟みの處理原案に、申請用の告病文書、確認者の印結、該管上司の考語などを添附して、督撫に送って認可を求めることになる。

ここに見られるように、離任手續きのなかで、布政使による原案の作成は非常に重要な位置を占めている。布政使は、部下から上申されてきた書類を審議し、對策の原案を作り、督撫の最終承認を取り付ける役割まで擔っていたのである。清代、布政使は、地方督撫のもとで民政や財政を擔當していたとされるが、以上から、布政使は民政や財政にとどまらず、省内の地方官の人事行政についても深くかかわっていることが分かる。

⑤【題咨】

清代の規定によれば、總督や巡撫は道府廳州縣の官僚の告病に對しては、題本や奏摺をもって皇帝に報告し、州の同知以下の地方官の告病に對しては、咨文をもって吏部に通知する。(25) この題咨は、驗看を行う前の布政使の詳文に基づくものである。つまり、告病者が道府廳州縣の官僚の場合には、皇帝に對し、とりあえず題本や奏摺をもって開缺を報告して、後任者の選任に關する要望（外補制の適用か吏部の銓選か）を申し述べる。そして、のちに處理原案と驗看の關係書類（印結、醫生甘結、考語）が布政使から送られてくると、咨文をもって吏部に轉送したのである。

吏部は皇帝の諭旨にしたがって、その申請を正式に許可する「部覆」を總督、巡撫に交付し、總督、巡撫は、部覆にしたがって、自らの咨文を申請者に交付する。(26) ここまできて、申請者本人は、ようやく離任することが許されるが、このような手續きは、乾隆元年（一七三六）にやや變更が加えられることになった。督撫は、告病した知府以下の地方官の病狀

を確認して、題本を提出するとともに、その地方官に催促し「經手倉庫錢糧一切案件」を引き継ぎさせる。この引き継ぎが終わって「清楚」と確認すれば、地方督撫は、その官僚に對し、部覆を待たずに咨文を交付し、回籍させることとされ、離任許可を待つ時間が短縮され、州縣地方官の告病手續きの簡素化が圖られたのである。(27)

以上より、州縣地方官の告病手續きは次のとおりであることが分かった。

州縣地方官―(告病)→知府―(申報)→道員―(轉詳)→布政使―(開缺申請)→總督・巡撫―(題咨)→皇帝・吏部
└―(驗看・印結等の提出)―┘

## 2　起病制度の復活

起病は、病氣が治った官僚が職務に復歸する手續きである。清代では、休職した者の復職について、まずその本人が自ら復職を申請するのが一般的である。その申請が認められれば、離任前の官職あるいはそれに相當する官職に再任命され、場合によっては離任前の省に赴任することもできる。

しかし、前代の明代では、このような地方官の起病は、嚴しく禁止されており、清初までこれが踏襲されていたようである。明代洪武年間(一三六八―一三九八)、朱元璋は、地方官の病氣による離職休養に對し、「在外の大小官員は、養病を許さず」との禁令を出しており、病氣にかかった地方官にとっては、職務にとどまるか、官職をやめるかという二つの選擇肢しかなかった。萬曆三年(一五七五)、離職休養を申請した者に對しても、所管官廳は、法例に照らして審査した結果、致仕のかたちで退職させるという規定が重ねて強調されている。これは、地方官が離任治療の制度を惡用することを防ぐ措置であると思われる。(28) 清代初期まで、この規定は繼承されており、『(康熙)大清會典』は、

官員は病氣にかかれば、解任歸鄉して治療することを許す。病氣が治った日に、中央の官員は元のポストに復歸させ

るが、地方官はふたたび起用しない。規避を防ぐためである。

と記している。[29] すでに見たように、地方督撫は、地方官から病氣治療の理由で歸鄉を願う旨の申請を受け取ると、査驗を行い、病狀を確認すれば、皇帝に題本を提出して、その地方官の離任許可を申請した。この申請が認められれば、その地方官は休致することができる。しかしながら、將來、病氣が回復しても、起用されることはなかった。いいかえれば、地方官にとって、病氣での離任は、仕途を打ち切られることを意味したのである。

これに對し、康熙年間（一六六二―一七二二）から、この規定を改め、地方官の起病を承認する方向に、事態は進展していった。康熙十二年（一六七三）、人材確保のため、告病した地方官のうち「堪用人材」があれば、地方督撫は保奏し推薦するように、という內容の上諭が出され、[30] これ以降、推薦による起用の方法は、ケース・バイ・ケースのかたちで雍正五年（一七二七）まで斷續的に行われる。

ついで雍正帝のもとで、雍正五年（一七二七）には、さらなる政策の轉換に踏み出すことになった。[31]

今後、地方官の告病にあたって、督撫は病狀を確認した上で、題本をもって報告し、告病者を歸鄉させ、回復まで治療することを許す。自ら職務復歸を願う者があれば、本籍より文書を發行し、吏部に赴いて引見をし、そのまま元のポストに補用する。こうすれば、規避のきっかけを防ぐことができ、人材の浪費を致さないだろう。

起病を希望する者に對して、引見をしっかりと行った上で、再起用することで、規避を防止するのと同時に、人材確保の道を開くことを目指したのであった。この政策轉換によって、病氣にかかった地方官は、病氣が治るまで離任して治療することが制度上できるようになったのである。

雍正年間（一七二三―一七三五）以後、この制度は大きな變化を受けることなく、清末まで維持されていく。光緒四年（一八七八）に告病して歸鄉した前任甘肅省清水縣知縣高蔚霞は、病痊えた翌五年（一八七九）正月に起病申請の稟を湖南巡撫邵亨豫に提出した。邵亨豫は、彼の健康狀況を確認する驗看を行い、考語を付けて、吏部の引見を受けるための咨文を彼

本人に交付した。四月十日、彼は吏部において引見を受け、翌十一日に聖旨を奉じ、その後甘肅省に戻って原缺に補用された。また、光緒二十六年（一九〇〇）九月二日、順天府房山縣縣丞金萬樞は告病して離任した。翌二十七年（一九〇一）十一月十五日、金氏は、房山縣に對し牒文をもって復職を申請した。十八日、房山縣は順天府に對し、彼の申請を轉詳しており、二十日には、縣の詳文は順天府に到着した。翌二十二日、順天府はその申請を認めている。(32)

### 3　病氣休養制度の惡用

病氣休養制度の運用にあたって最大の難題は病狀の確認である。病狀の驗看を行う地方官が、相手からの賄賂を受けて、事實關係の報告と公正な判斷を該當者に都合よく曲げて、規避を圖ることは、往々にして起こりうることであった。朱元璋のもとで、起病が廢止された理由も、その邊りにあったであろう。一方、雍正帝は、總督や巡撫による病狀の確認と、吏部での引見さえあれば、規避の弊を防ぐことができると確信していたようである。これは、雍正帝のような獨裁君主のもとで、初めて可能なことである。

これ以後、病狀の驗看や回復後の引見も形骸化され、病氣休養を利用した、職務の回避が度々見られるようになり、規避の風がいっそう盛んになったのである。このような規避の理由は、①不滿のあるポストを辭するため、②處分を避けるため、③體面を保った退職方法に、大別できるようである。

光緒二年（一八七六）、廣東省雷州府遂溪縣の署理知縣徐賡陛は、「學差」にあてられ、道の倉庫で保管される軍事費などを一時借用して、試驗場建設費の不足分二千四百餘兩をようやく確保していたが、ほかの各項目の奏銷の不足分、六、七千兩を徵收することは、困難な狀況にあった。彼は、遂溪縣の一萬三千兩の一般歲出に對し、縣の財敗收入は二千兩未滿という窮狀を考えて、貧しい遂溪縣から逃げ出そうと計り、「求卸事稟」つまり辭表を提出した。しかし辭表が却下されると、今度は、方法を變えて、病氣を理由にもう一度離任を申請したのである。(33)

このほか、在任中の處罰を回避するために起病が利用される例としては、雍正年間（一七二三―一七三五）、臺灣鳳山縣の生番（先住民の高砂族）の反亂に際し、縣の最高責任者として失態のあった知縣彭之雲が、責任を逃れるために、告病をしている。また、乾隆四十六（一七八一）年閏五月二十日、臺灣の「社番」（番社に屬する先住民の高砂族）は、理番同知の衙役が、「番銀四百三十一圓」を強要したことを提訴し、福建巡撫のもとでその審理が行われている間、理番同知史崧壽は、衙役の監督責任を問われることを恐れて、告病を申請した。光緒二十八（一九〇二）、九年（一九〇三）頃、順天府南路同知・署理宛平縣知縣謝錫芬は、宛平縣の「印務」を署理する間に、發生した九件の盗案を、一件も摘發することができなかった。光緒二十九年（一九〇三）七月、直隸總督袁世凱は順天府に對し、謝錫芬に「過」三次、「大過」二次を記し解任すべし、という咨を出したものの、謝錫芬は、四月に病氣を理由にして、離任治療の許可を得て、すでに任地を離れていたのである。(34)

さらに告病は體面をつくろった退職方法としても利用されており、道光年間（一八二一―一八五〇）、浙江省嚴州府知府郭松泉は、「通融」をしなかったために、部下や上司から嫌われて、窮地に追い込まれ、やむをえず告病をして離任した。小説の中にも、解任したい官僚の體面を配慮し、彼らに對し、暗に告病の手續きを取るよう示唆する一節もしばしば見られる。(35)

こうした行爲を防ぐために、中央政府は對應策を考えざるを得ず、法例の整備を進め、乾隆三十七年（一七七二）、虚僞の告病を行った地方官とその上司に對しては、次の法例が設けられている。(36)

もし事實揑造の弊害があれば、本人及び驗看の官を例に照らして革職し、申報をした上司は「循庇」の例に照らして、降三級調用とし、轉詳の上司は降二級留任とし、具題の督撫は降一級留任とする。

申請者、および失察の驗看者、申報者、轉詳者、具題者には、それぞれ免職、降級調用、降級留任などの處分を下すことが決定されたのである。ただし、このような法令は、以後もしばしば繰り返されていることから、むしろ具文となって

遵守されていなかったことが窺われる。

以上、見てきたように、地方官の病死、および病氣休養は、いずれも一定の正式な手續きを取らなくてはならなかった。こうした手續きには、一つの共通點がある。それは、本人あるいは家人による親供の提出、所管地方官による事實關係の確認と印結の提出、布政使による原案の作成、地方督撫による題咨、本籍に歸った地方官の歸鄉報告である。さらに規定に違反した場合、法律と「處分例」に基づいて處分がなされる。これらの複雜な事務手續きは、日常行政の圓滑な運營を維持するために要請されるものと考えられる。

「刑名」と「錢糧」を中心とする地方公務は、嚴密なまでの文書主義に基づいて處理され、上官への報告、部下と庶民への命令、關係官廳との事務連絡は、それぞれ上行、下行、平行文書によって行われる。その地方文書行政の頂點に立つのが、「正印官」と呼ばれる知府、知州、知縣である。正印官が文書の原稿にサインし、官印を押して始めて、文書は正式なものとして機能し、行政事務は遂行される。したがって、文書行政を特徴とする當時の行政制度のもとでは、地方官の在任が常に要請され、やむをえず離任しなければならない際には、親供の提出から到籍報告に及ぶ複雜で、嚴格な手續きが必要となるのである。すでに述べたように、正印官以外の者が離任する場合には、中央吏部などの關係官廳に通知するだけで濟むのに對し、正印官の場合、これらの手續きはいっそう嚴格さと複雜さを增し、休養などを申請する際に、地方の督撫は皇帝の許可を申請しなければならない上、正當な理由がなく、無斷に離任した地方官は、「擅離職役」の罪で罰せられるのである。(37) これは、ポスト、特に正印官ポストの空白によって地方行政に支障を與えることを防ぐ措置であると考えられる。

これらの事務手續きのなかで、さらに注目すべきことは、行政系統の內部連結と地方官の連帶責任である。この一連の手續きは、地方官ないしその家族→州縣→府→道→布政使→督撫→中央吏部へ、あるいは中央吏部→督撫→布政使→道→府→州縣→地方官ないしその家族へ、順送りに進むものであり、申請から許可までの流れから見ても、歸鄉したあとの報

告から見ても、そして職務復歸の手續きから見ても、地方官に對する人事管理は嚴格かつ嚴密に行われていたことが分かる。そして、この一連の手續きから、各地方官廳のあいだ、督撫衙門と中央吏部とのあいだの嚴密な内部連結が相當程度效率的に機能していたことを見ることができよう。

こうした内部連結は、文書主義に基づく嚴密な書類審査が求められる一方で、官僚相互の連帶責任も要求する。部下が上申した病死、病狀の書類に對し、その所管上司は、事實關係の確認と審査を決して怠ってはならず、その結果を上司に報告する際に、自らの印結を添附することが義務づけられていた。印結を提出することは、その地方官が連帶責任を負うことを意味する。こうした措置は、常に地方行政運營の圓滑化を維持するための、同僚の連帶保證から上級衙門の監督までを含む、一種の人事制度の内部統制であると考えられる。

## II　歸鄕への救濟措置

現代の公務員制度では、公務による傷病および死亡の場合、公務員本人あるいはその家族に對する補償措置が設けられている。これは、公務員の福祉と利益を保護するとともに、公務の能率的運營に資することを目的とする措置である。傳統中國においては、不幸に見舞われた官僚に對する救濟措置が法例によって定められていた。これは政府の義務であると言ってよい。

以下、遺族による死亡した地方官の遺體の送還、病氣にかかる地方官の歸鄕問題を中心に、中央政府と地方政府の救濟措置を檢討したい。

### 一　中央の恤微員政策

明代、『明律』のなかには「病故官家屬還鄕」の條文が設けられていた。これによれば、合理的な理由で病死した官僚

俸祿はもともと少ないのに、それをさらに上納させるのは「情理」が通らない、と批判した。このため、病死、告病の微員に對し、一定額の補助金を出す制度が設けられることになった。これがいわゆる恤微員（恤薄官とも謂う）である。乾隆元年（一七三六）七月の乾隆帝の上諭には次のように述べている。

今後、微員の離任や病故にあたって、窮苦のため歸鄉できない者があれば、所管督撫に、公費から酌量して歸鄉の交通費を賞與し、毎年帳簿を作り報告清算させ、現任の微員に科派してはならない。

これによれば、補助金の受領資格は、離任と病死した、貧窮のために歸鄉できない縣丞、主簿、典史、巡檢などの下級地方官であり、その財源は「存留公項銀」、つまり正規の地方財政となっている。また、その給付金額については、依然として各地督撫に委ねられているのである。こうした規定は以後も再三にわたって強調され、『大清律例』にも組み込まれていたのであった。(42)

乾隆十四年（一七四九）、これまでの實地狀況を檢討した結果、多くの問題が指摘されたが、もっとも問題となったのは、支給方法の不統一であった。當時、地方によって、家族の大人と子供の數を細かく計算して支給する方法、大ざっぱに計算して支給する方法、故鄉までの水路と陸路を別々に計算して支給する方法、全體の距離を計算して支給する方法、地方官の「無力」の度合いに應じて支給する方法など多岐にわたっていたのである。こうして、全國的に微員への援助規定が統一されることになった。(43)

今後、各省縣丞以下の官について、もし病死、休致、公的な理由で革職され、汚職がなく、窮苦のために歸鄉できない者があれば、家族の人數を論ぜず、千里ごとに銀十兩を給し、道程により計算せよ。死者は遠近を論ぜず、棺の運搬銀八兩を加えよ。州縣官は印結を出し、府州官は印結を加え、布政使は存留公項銀の內から確かめて支給し、額外に增加してはならない。

これによれば、補助金を受領できるものは、病死、休致および公的理由による革職の處分を受けた、貧苦のために歸鄉

の遺族に對し、所管官廳は、家計の狀況を確認した上で、距離の遠近と遺族人口の多寡などに應じて、差役夫、交通手段（驛遞の勘合）と食料を提供しなければならない。[38] こうした規定は清代にも繼承されていた。たとえば、當時、官僚が公務や戰爭を除く在任中に死亡した場合、國はその官名に應じて、祭銀、葬費などを遺族に支給する規定が設けられた。この規定は、いわゆる國の「飾終令典」である。[39]

しかし、これはあくまでも最低限の措置にすぎない。たとえば、一品官の場合、祭銀は二十五兩、葬費は五百兩で、九品官の場合、それぞれは六兩と一百兩である。しかし、病死した地方官の遺體は、通常本籍に運ばれ埋葬されるが、「厚葬」を重視する中國では、その棺と運搬の費用、さらに葬式の費用だけで、遺族にとっては、膨大な負擔となる。咸豐八年（一八〇三）、甘肅省按察使明緒の母親は息子の任地で病死したが、年閒俸祿百三十兩、養廉銀四千兩の甘肅省按察使が、當時母親のために使った棺は、甘肅省狄道州の知州が銀三百兩で購入し、上司である明緒に贈ったものであった。その棺の運搬にあたっては、陝甘總督樂斌の銀五百兩、布政使張集馨の銀三百兩をはじめ、首府の知府、首縣の知縣などが皆寄付をして、ようやく行うことができた。葬儀についても、さまざまな出費があり、咸豐年閒（一八五一―一八六一）の杭州には、出棺（棺を一時安置する場所から運び出す）という儀式だけで「動費千金」の風習があった。[40] 高級官僚ならば、その費用は、同僚の寄付と部下からの「孝敬」を賴ることができるものの、部下の獻金を期待できない下級地方官の場合は、窮地に追い込まれてしまうだろう。一例を擧げると、在任中に病死した浙江省永嘉縣知縣崔錫の棺は、貧窮のためなかなか故鄕に送還されなかったという。[41]

このように、遺族や病人への援助措置は、一般地方官あるいはその遺族にとって、極めて切實な問題であった。

清代乾隆年閒（一七三六―一七九五）以前は、革職解任、告病、病死などにあった各省の貧しい微員（おおよそ八品以下、俸祿・養廉の少ないもので、たとえば主簿、典史、巡檢など）の歸鄕問題は、各地の督撫に任せられていた。ところが、督撫は、省內各微員の俸祿と養廉銀から銀兩を吸い上げることで、微員の歸鄕費用に當てていた。これを聞いた乾隆帝は、微員の

が困難な縣丞以下の微員である。その支給基準は、旅費は家族の人數を問わず千里につき十兩、棺の運搬費は遠近を問わず棺一つにつき八兩である。支給の手順は、微員あるいはその遺族が文書で申請を行い、知縣が印結をつけ加えて、知府あるいは知州に提出する。知府や知州は、書類を確認した後、一ヶ月以内に布政使に申詳、つまり提出を行い、布政使は歸鄉經路と距離を確認した上で、「存留公項銀」から補助金を支給することになった。なお、決められた金額以上の支給や自力で歸鄉できる者への支給は禁じられる。(44)

しかしながら、このような恤微員政策は、幾つかの缺陷があり、官僚救濟の目的を十分に果たすことができなかった。まず、その給付金額が僅かすぎ、この千里につき十兩という支給基準では、死者の遺族にとって、ほとんど役に立たなかったのである。

次に、支給額が物價の變動に對應しなかった。米價をはじめとする清代の物價變動の趨勢は騰勢であったが、乾隆十四年（一七四九）に決められた恤微員の金額は、同治十三年（一八七四）に改訂された『戶部則例』にもそのまま載せられている。つまり、百二十年にわたって、救濟金の增額は行われなかったと考えるほかない。(45)

第三に、この政策の救濟對象は、正八品以下の微員であり、從七品以上の地方官、および着任してまもなく不幸に見舞われた地方官は、救濟對象にならなかった。福建省、浙江省では、貧しい知縣の棺を故鄉に送還することができず、遺族も歸鄉することができないというケースがしばしば見られた。

第四に、この政策の財源は、戶部所管の國家財敗ではなく、各地の「存留公項銀」、つまり地方財敗であった。清代中期以後の地方財政が貧困にあえいでいたことを考えれば、この僅かな補助金の支給すら、どの程度眞劍に實施されたか、疑問である。

これらの缺陷が存在するため、各省では、獨自に救濟措置を行うことが必要になってきたのである。

## 二　各省獨自の救濟措置

乾隆年間（一七三六―一七九五）から、一部の省では、不幸にあった地方官に對し、獨自の救濟策を實施した。以下、煩瑣ではあるが、各省の對策をそれぞれ確認していく。

浙江省では、不幸にあった微員と州縣以上の地方官を對象としてそれぞれを救濟する規定が設けられた。

まず、病死した微員の遺族を救濟するために、乾隆元年（一七三六）の規定に基づいて、省の歳出から三百十六兩九錢の「額設微員回籍路費」が計上された。しかし、嘉慶の初め頃には、浙江省の微員および試用微員は、合わせて四百人以上にのぼった。病死のほか、告病、丁憂の地方官も歸鄉旅費の請求を行った。そのために、定額三百十六兩九錢の「額設微員回籍路費」だけでは、對應することができなくなってしまった。その應急措置として、翌年度分の經費を前借りすることが、しばしば行われたが、こうした前借りの方法は、早晩破綻をきたす。嘉慶八年（一八〇三）七月の段階で支給すべき微員十四名の歸鄉旅費は、百五十兩であったのに對し、八年分の「額設微員回籍路費」三百十六兩九錢のうちすでに百六十二兩一錢は、前年度、嘉慶七年（一八〇二）に前借りして使用されており、その七月までの必要分百五十兩を支給してしまうと、嘉慶八年（一八〇三）の後半年で使える額はわずか四兩八錢しか殘らないという狀況に陷った。

こうした財源不足を解消するために、浙江省布政使司は、次のような對應策を打ち出した。まず、支給對象の縮少をはかって、告病、告終養は支給對象から外すことが決められた。次に、嘉慶三年（一七九八）から六年（一八〇一）までの支給實績を計算し、既存の定額三百十六兩九錢の上積みとして、二百五十兩を追加することにした。この二百五十兩を負擔するのは、省內六十四州縣の知州と知縣である。各州縣は、任地の豐かさに應じて、「大中小缺」に格附けされ、この二百五十兩を割り當てられる。これによって、浙江省では、微員の歸鄉旅費を確保するために、省の公的資金と州縣の定額出資をあわせた五百六十六兩九錢を上限とする一種の救濟基金が設立されたのである。

ところが、知州や知縣が負擔する、この總額二百五十兩の出資金は滯納が目立ち、嘉慶十四年（一八〇九）頃になって再び問題化した。浙江省布政使司は、各州縣の出資金をとりあえず知府の養廉銀から差し引き、知府はその分を自ら州縣より徴收する、という對應策を打ち出さざるをえなかった。(46)

一方で、微員を除く府廳州縣地方官への救濟は、別の方法を取り入れた。これは、府廳州縣地方官全員の參加でつくる一種の組合組織による救濟措置である。浙江省には、微員以外の地方官あるいはその遺族への救濟は、もともと存在しなかったようである。ところが、乾隆二十七年（一七六二）に病死した永嘉縣知縣崔錫は、貧困のために數年にわたって棺を故郷に送還することができなかった。浙江省布政使司は、これに同情して、特例として餘った經費、つまり「閑款」から救濟金を支給したが、それ以後、知縣など微員ではない者の病死にあたっても、彼らの家人はこの「例」の適用を要求し、救濟金を申請するようになったのである。これによって、病死した丞倅州縣官の遺族に對する歸郷旅費の支給は恒常化され、もはや「閑款」では對應することができなくなってしまった。

乾隆三十八年（一七七三）、この問題を解決するために、浙江省布政使司は、他省の方法を模倣して、一種の共濟基金の設立を圖った。給付對象と金額は、原則として着任二年以内に、病死した丞倅州縣地方官の遺族に對し、一律に銀二百兩を給付するものであった。この共濟基金の財源については、「通省府廳州縣養廉内均攤公捐」、つまり省内の各府廳州縣官から、一名の給付對象者が出れば、養廉銀百兩につき二錢一分四厘の割合で銀兩を集めることで賄われた。いいかえれば、十名に對し總額二千兩を給付する場合、その出資金も十倍になる計算で、この共濟基金には上限そのものが定められていなかった。その後、この救濟金の支給範圍は、捐納知縣にまで廣がっている。(47)

しかし、この丞倅州縣の共濟基金の支給方法には問題があった。つまり、その支給に際して、まず年閒定額五百六十六兩九錢の微員の救濟金から立替えて支出し、後に「公捐」の形で集められた銀を微員の救濟金として返濟するのである。一名の丞倅州縣官に二百兩を支給するという基準に從って、二名に四百兩を支給すれば、今度は他の丞倅州縣官や微員へ

の支給ができなくなる恐れが出てくる。實際、嘉慶十五年（一八一〇）には、微員の救濟金から借り入れの殘高は、五百九十兩にのぼって、微員の救濟金をこれ以上取り崩すことを回避するために、丞倅州縣官への旅費援助はやむをえず中止された。(48)

しかし、貧しい丞倅州縣官の歸鄉はやはり現實的な問題である。翌嘉慶十六年（一八一一）、樂清縣知縣鄧文芳は、着任後一ヶ月もたたないうちに病死した。病死する直前に、彼は「稟」をもって、家族の人數が多く鄉里が遠く離れて、俸祿も少ないなどの生活の窮狀を訴えて、救濟を求めていた。これをきっかけに、浙江省布政使司は、昨年の決定を撤回し、救濟金給付の再開を決めた。そして、その給付にあたっては、依然としてまず微員の救濟金から立て替えて支給し、その後、省内の各州縣に割り當てて補塡したのである。(49)

嘉慶十九年（一八一四）になって、浙江省布政使司は、着任して半年以内に病死した丞倅州縣官に對し、歸鄉の道のりの遠近を問わず一律に二百兩の救濟金を支給するこれまでの方法は公平を缺き、捐款の負擔も重くなるとして、巡撫の認可を得て、改正策を打ち出した。その新方法によれば、全國各省を遠近に分けて、その距離に應じて補助金を出すものであった。その内容はつぎのとおりである。(50)

最近：江蘇、安徽　五十兩
次近：江西、福建、河南、山東　一百
稍遠：順天、直隸、湖南、湖北、山西　百五十
最遠：廣東、廣西、雲南、貴州、甘肅、奉天、陝西、四川　二百

その後、道光二年（一八二二）、捐納官の增加に對應するために、關係規定の改正がなされた。つまり、捐納官は、「家計較厚」で歸鄉できないはずはなく、彼らに對しては、救濟を行わないものであった。(51)

また、福建省と廣東省では、浙江省の救濟方法とは異なり、微員への援助とその他の地方官への援助を一本化する方法

が實施された。

まず福建省の狀況を見よう。乾隆二十九年（一七六四）、福建省は、養廉銀から寄付を集める「公捐」、つまり共濟基金を設立した。この「公捐」の出資者の範圍は、省內司道府州縣など養廉銀の支給を受ける地方官（州同と兩司首領を除く）で、出資率は養廉銀の十分の一、基金の總額は一千一百二十兩あまりで、所管官廳は布政使司であった。この基金の援助對象は、微員のほか、丞倅州縣なども含まれ、事實上知府以下すべての地方官であった。不幸に遭った地方官あるいはその家族は、文書で所管地方官廳に申請を行い、知府や知州などが確認をして印結を添附したうえで、詳文をもって布政使司に報告する。布政使司は、さらに書類の審査を行って、意見をまとめた詳文をもって「憲臺」に報告する。その給付金額は、距離の遠近によって分けられる。

| | 本籍所在省 | 路費 | 扶櫬銀 |
|---|---|---|---|
| 最遠 | 直隸、甘肅、山西、陝西 | 二百兩 | 五十兩 |
| 次遠 | 雲南、山東、河南 | 百八十 | 五十 |
| 稍遠 | 貴州、四川 | 百六十 | 五十 |
| 稍近 | 江蘇、安徽、廣西 | 百四十 | 三十 |
| 次近 | 湖北、湖南 | 百二十 | 三十 |
| 最近 | 浙江、江西、廣東 | 一百 | 三十 |

これらの規定は清代咸豐年間（一八五一―一八六一）に編纂された『福建省例』のなかに載せられており、金額も乾隆年間（一七三六―一七九五）のままであった。[52] おそらく乾隆から咸豐にかけて大きく變化することなく、實行され續けていただろうと考えられる。

廣東省では、乾隆三十九年（一七七四）から、省內の貧しい二州十二縣を除いて、すべての道府州縣地方官からの出資

を元にして、布政使所管の「文職公捐銀兩」という名目の救濟基金が設立され、後に「省例」として地方法例化された。この基金の出資原則は、「按缺大小議捐」、つまり各道府州縣の豐かさに應じて、一定額の銀兩を出すもので、道光二十三年（一八四三）の時點で、「文職公捐銀兩」の總額は、三千百八十九兩あまりにのぼっている。給付對象は、すでに紹介した福建省、浙江省と異なり、廣東省では、一般の微員はもちろん、着任半年未滿の知府、直隸州知州も含まれていた。また、この三千百八十九兩あまりの「文職公捐銀兩」のほか、非常に貧しい地方官を救濟するために、糧道衙門所管の「格外周恤路費」も設けられていた。給付金額については、「文職公捐銀兩」は、官品と着任年數に應じて、最高銀二百兩を支給するほか、「格外周恤路費」も存在しており、合計支給額の上限は銀三百兩であった。(53)

以上、浙江、福建、廣東三省に對し、江蘇省の狀況はやや異なっている。江蘇省では、道光元年（一八二一）になって、所屬の長洲など三十三州縣の養廉銀から微員路費として銀四百十三兩を集めることが始まったが、上述の各省と比べると、かなり遲れていたことが分かる。しかもこの「公捐」は、太平天國の亂の影響によって養廉銀支給が停止されたことで、中止を餘儀なくされた。ただ、江蘇省では、中央の規定にしたがって、公的資金によって、病死した地方官の遺族や、病氣休養の地方官への補助を同治の頃まで續けている。養廉銀からの「公捐」とは別に、「發典生息款」あるいは「當本生息」、つまり公的資金の運用利益から、道員以下の地方官に補助金を給付したのである。その額は、先に見た乾隆十四年（一七四九）の規定にしたがったもので、官僚や遺族に對し、千里につき十兩の割合で給付し、棺の運搬にあたっては、遠近を問わず八兩を給付したのであった。その後、同治十二年（一八七三）、基金の狀況を檢討して、江蘇布政使司は、知縣以上の地方官を給付對象から外す方針をまとめ、兩江總督の承認を得て、正式に決定された。(54)

他にも、陝西省と山西省でも、微員への救濟措置が定められている。陝西省では、「故員歸櫬幇費」を、山西省では、微員の救濟に備える「公捐銀」が設けられた。いずれも養廉銀から強制的に集められる資金であった。湖南省でも微員を救濟する措置が設けられたが、その資金の狀況については、さらなる調査が必要とされよう。(55)

最後に順天府の狀況を述べたい。光緒三十四年（一九〇八）九月十四日、順天府固安縣儒學教諭馬佩瑗は、アヘン中毒により在任のまま病死したが、固安縣知縣屠元豫は、遺族の窮狀に同情して、順天府に對し、「施恩撫恤」、つまり上官の恩典として救濟金を出す要請をした。彼の要請に對し、順天府は、現任人員病故の事例を調べて、これまで「恤銀」を給付する「章程」がないとしながらも、彼の「身後蕭條」を憐れんで、特別措置として銀二十兩を援助することを決定している。固安縣は、府の批を奉じて、その銀二十兩を立て替えて、馬佩瑗の遺族に交付した。光緒三十四年（一九〇九）十二月十八日、固安縣は、「申請已故教諭馬佩瑗撫恤銀兩並送印領由」を添附したうえで、立て替え分の受領をするための印領を順天府に送付した。このケースから分かるように、順天府には、獨自の援助策は存在せず、乾隆年間（一七三六―一七九五）から實施された恤微員政策も中央所在地の順天府においては適用されなかったのである。(56)

以上から、地方では、乾隆の頃から獨自の微員救濟策をとり始めたことが分かった。その救濟資金の財源については、各省ともほぼ同じで、「公捐」の名目で州縣以上（一部の省では道府も）の地方官の養廉銀から資金を強制的に集めることであった。この微員救濟金は、正規の地方財政外のものであるから、正式な稅金收入で賄うことはできず、このため、地方官の養廉銀は、この救濟金の重要な財源とされるのである。このように地方官の養廉銀から資金を集める手段は、當時において、地方財政の財源不足を解消するために、しばしば使われた方法であった。その救濟金の出資率は、省によって異なっており、廣東省では、州縣の豐かさに應じて定額出資する方法が實施され、福建省では、地方官養廉銀の十分の一を集める定率出資の方法がとられた。これに對し、浙江省では、微員への援助は定額出資の方法を、州縣以上地方官への救濟は上限のない定率出資の方法をとっていた。各地の給付金額は、いずれも乾隆十四年（一七四九）の規定を上回るものであった。救濟金の支給對象については、ほとんどの省で、微員のほか、丞倅州縣も對象にされている。そして、各地で、こうした援助金に關する條例は省例に載せられ、さらに一部の省では、必要に應じて不斷に條例の改訂も行われていたように、各地の獨自の救濟策は、現實味の乏しい中央の救濟政策を補完する措置であったと考えられる。さらに、それ

らの救済策に對する中央政府の默認は、中央政府が國法によって擔うべき貧困官僚の救済義務を果たすことができなくなったことを示しているといえよう。

地方官の病死や病氣休養の關連手續きと同様に、病死地方官の遺族と病氣にかかっている地方官の救済においても、布政使の果たす役割は極めて重要なものであった。救済策の作成、救済申請書類の處理、督撫承認の請求、救済資金の管理などを掌るのは、すべて布政使である。要するに布政使は、これらの事務處理の遂行を通じて、地方行政の圓滑的な運營に對する中心的な役割を果たしており、地方文官の人事行政と福祉問題にも深くかかわっていたのである。すなわち、布政使は、督撫の下で「錢糧の總匯」を務めていたと同時に、地方文官人事行政の總匯でもあったと言いうるであろう。(57)

## むすび

地方の人事行政は官僚管理の面から、地方の「刑名」や「錢糧」などの行政事務の遂行を支えるものである。このため、地方官の病死、病氣休養、及び下級地方官への救済措置は、いずれも所定の手續きを取らなくてはならなかった。これらの手續きには、共通する點がある。これは、官僚本人ないしその家族による死亡報告または申請書の提出、所管上司による事實關係の確認と保證書（印結）の提出、布政使による關係書類の審査と處理原案の作成、督撫による題咨などであり、こうした複雜な人事管理手續きは、日常行政の圓滑な運營を維持するために缺かせない措置であった。なお、これらの人事管理手續きから、地方の各官廳のあいだに整然たる體系に基づく内部連結が存在していたことも窺えるのである。

最後に、本稿の所論と關連する問題について、少し指摘しておきたい。すなわち、地方衙門の内部連結は、單なる行政機關の上下關係にもとづくよりも、與えられる權限によるものであった、と考えられる。行論の中で既に見たように、それぞれの行政機關は一定の權限を與えられる一方、自らの權限では處理できない文書を「轉詳」の方法をとって、關係官

廳に轉送しなければならない。この權限の問題について、知府の例を見ると、たとえば裁判の場合、知府は州縣の原擬について、「駁」（「駁回」ともいう）する必要があると判斷すれば、犯人の身柄や書類を原審の州縣に送り返して、審理のやり直しを命じることができた。それを可能にするのは、知府は、州縣の原審を覆審する權限を持っているからである。しかし、人事行政の場合（少なくとも病死や病氣休養の關係手續きに限っては）、部下の申請に對する許可・駁回などの權限は、知府にはなかった。このため、知府は部下から送られた書類から不審な點を見つけたとしても、それを駁回することができず、上司に轉詳するしかない。これは、當時知府に與えられていた司法的權限と人事的權限の違いによるものである。このように、ある衙門に與えられていた司法、人事など各方面の權限は、必ずしも同等のものではなく、衙門閒の一定の上下關係に固定されて、あらゆる局面でも同じ權限が附されていたわけではない、という事實は、清代地方行政制度を考える際の重要な原則の一つではないだろうか。地方衙門の權限問題は、今後地方行政制度の研究を推進するための鍵であると言えよう。このような地方衙門に與えられた權限の問題、およびそうした權限に基づく地方衙門閒の內部連結の問題については、今後の課題としたい。

## 註

（1）官僚制度研究書の中では、いくらかの紙面を割いて取り上げられることはあるが、十分とはいえない。たとえば、織田萬等『清國行政法』（東京、臨時臺灣舊慣調査會、一九〇五～一九一五年）。

商衍鎏『清代科舉考試述錄』（北京、三聯書店、一九五八年）。

T'ung-Tsu Ch'u（瞿同祖）"*Local Government in China under the Ch'ing*"（Cambridge Massachusetts: Harvard University Press, 1962）。

宮崎市定『科舉』（東京、中央公論社、一九六三年）、同『鹿州公案――清朝地方裁判官の記錄』（東京、平凡社、一九六七年）。

徐炳憲『清代知縣職掌之研究』（臺北、東吳大學、一九七四年）。

那思陸『清代州縣衙門審判制度』（臺北、文史哲出版社、一九八二年）。

鄭秦『清代司法審判制度研究』（長沙、湖南教育出版社、一九八八年）。

吳吉遠『清代地方政府的司法職能研究』（北京、中國社會科學出版社、一九九八年）など。

（2）『明清檔案』、第二三八册（臺北、中央研究院歷史語言研究所、一九九二年）、第〇六九號、乾隆四十八年九月九日、大學士管吏部阿桂題報七月下半月微員告病丁憂等案件。

このほか、臺灣中央研究院歷史語言研究所所藏の內閣大庫檔案によれば、下記の事例が記されている。

乾隆五十一年　九月上旬　告病者　九名
五十三年　九月上旬　七名
十二月上旬　一三名
五十四年　八月下旬　七名
五十五年　七月下旬　七名

（3）『諭摺彙存』、光緒十七年（一八九一）五月、光緒十七年北京徵文館刊本。

（4）一例を擧げれば、『清國行政法』は、『（嘉慶）大清會典』、『吏部則例』などの清代の政書から、「告病」、「起病」の手續きの概要を說明し、官僚の分限と權利について論じている（第一卷下、第二八〇～二八二頁）。この他には、『清代典制』（郭松義等編、長春、吉林文史出版社、一九九三年）がある。

（5）中國第一歷史檔案館所藏順天府檔案、第二一卷、第〇三〇號、光緒三十二年〇月〇日、綿竹縣典史張允謙家丁魯源爲家主病故事親供。同第〇三一號、光緒三十二年〇月〇日、醫生劉季常爲綿竹縣典史張允謙病故事甘結。同第〇三二號、光緒三十二年十二月十七日、綿竹縣知縣王棪爲綿竹縣典史張允謙病故事甘結。同第〇三三號、光緒三十二年十二月十七日、綿竹直隸州知州榮麟爲綿竹縣典史張允謙病故事甘結。

（6）順天府檔案、第二一卷、第〇二〇號、光緒三十二年十二月三十日、山東巡撫楊士驤爲咨報沂水縣典史于光耀病故開缺事。

（7）『（光緒）大清會典事例』、卷九、吏部、文選清吏司三、（光緒三十四年上海商務印書館石印本）第一a頁。

（8）註（7）に同じ。

（9）「詳文」のほか、「稟」や「呈」などが使われるケースもあった。順天府檔案、第二一卷、第〇〇八號、光緒二十八年十月二十八日、廣東巡撫李興銳爲詳咨乳源縣典史傅昌祺在任病故事。同第〇〇九號、光緒二十八年十月二十八日、廣東巡撫李興銳爲詳咨試用從九品江宗灃病故事。

（10）順天府檔案、第二一卷、第〇二九號、光緒三十三年三月〇日、護理四川總督趙爾豐咨爲補送綿竹縣典史張允謙病故家屬供醫各結事。

（11）順天府檔案、第二一卷、第〇一六號、光緒三十一年二月十八日、四川總督錫良咨爲淮補珙縣知縣陳源遴病故出缺詳請具奏開缺事。

布政使による書類駁回については、署理山東省曹州府桃源同知鮑忠翰の丁憂事例も參考にされたい（順天府檔案、第二〇卷、第〇〇九、〇一〇、〇一一、〇一二號）。

（12）『（光緒）大清會典』、卷一一、吏部、考功清吏司、（光緒

三十四年上海商務印書館石印本）第一五b頁。

（13）『光緒朝硃批奏摺』、第二三輯、光緒三十二年九月二十六日、雲貴總督丁振鐸奏爲祿勸縣知縣劉昌仁因病出缺恭摺仰祈聖鑒事、（北京、中華書局、一九九五年）第四九頁。「奏摺」をもって報告するほか、他の上奏に附ける比較的簡單な「附片」をもって報告するケースもあった。同、光緒三十二年九月〇日、山東巡撫楊士驤片、第六五頁を參照。

（14）『光緒朝硃批奏摺』、第二三輯、光緒三十二年十一月九日、甘肅新疆巡撫聯魁奏爲鄯善縣知縣羅正湘因病出缺恭摺陳明仰祈聖鑒事、第一四四～一四五頁。

（15）註（10）に同じ。

（16）順天府檔案、第二一卷、第〇一七號、光緒三十一年八月二十三日、順天府爲札知廣西平樂府鍾山通判趙光第病故事。

（17）『（光緒）大清會典事例』、卷九二、吏部、處分例、外官告病、第五b頁。『光緒朝硃批奏摺』、第二三輯、光緒三十三年八月六日、江西巡撫瑞良奏爲建昌府知府李士瓚患病請開缺回籍調理恭摺具陳仰祈聖鑒事、第七八六～七八七頁。

なお、元・明時代の告病制度については略す。『大元聖政國朝典章』、卷一一、吏部、職制、假故、（臺北、故宮博物院、一九七二年）第三a～五b頁、および『（萬曆）大明會典』、卷一三、吏部、事故（臺北、文海出版社、一九六四年）第二四六～二四九頁を參照。

（18）『明清檔案』、第四八册、第〇七六號、雍正九年八月二十一日、雲南巡撫張允隨揭報州官告病請准 解任回籍調理（臺北、中央研究院歷史語言研究所、一九八七年）。

（19）東京大學東洋文化研究所所藏『京外私罪獲咎情節較重及加倍半不准捐復降捐廢員册』、同治年間吏部寫本。

（20）註（18）に同じ。順天府檔案、第二〇卷、第〇六九號、光緒三十一年五月十二日、奉天府開原縣知縣陶憲潤驗看鐵嶺縣典史郭寶恕病狀印結。

（21）『福建省例』、銓政例・議覆告病人員以委驗之日 起定限兩個月由該府取結詳送。

嘉慶八年（一八〇三）十二月、福建省南安縣大盈巡檢曹鎔の告病した場合、翌嘉慶九年（一八〇四）八月になって、ようやく驗看が開始されたが、書類の不備によってさらに二ヶ月延期されて、問題になっている。驗看が遲れると、病氣の地方官は、離任することが許されず、公務に支障を與えるばかりか、後任者の任命もできないために、布政使司のもとで、改善策をまとめることになった。福建省ではこの時、轉送された告病申請が屆いた時點で、布政使はただちに驗看を行う地方官を指名し、驗看を委任された地方官は、布政使の札を奉じて二ヶ月以内に、告病者を訪ねて、直接病狀を確認し、證明書と連帶保證書としての印結を布政使に提出するとの規定が設けられたのである。

（22）『（光緒）大清會典事例』、卷九二、吏部、處分例、外官告病、第五b頁。『欽定六部處分則例』、卷一三、事故、外官告病、（臺北、文海出版社、一九六六～一九七三年、近代中國史料叢刊第三四輯第三三二册）第三〇二頁。

（23）『欽定六部處分則例』、卷一三、事故、外官告病、第三〇二～三〇三頁・『福建省例』、銓政例・議覆告病人員以委驗之

日起定限兩個月由該府取結詳送。

なお、州同以下の地方官は告病する場合、驗看や處理原案の作成などの手續きについては、すべて告病地方官の所管上司によってなされる。

(24) 註(18)に同じ。このほか、陝西省定遠縣知縣周維祺の告病に對し、署理陝西布政使樊增祥は省都での治療を許すという處理意見を提出した。『樊山政書』、卷三、批定遠縣周令維祺稟、(『官箴書集成』、合肥、黃山書社、一九九七年、第一〇冊)第五三頁を參照。

(25) 『(光緒)大清會典』、卷一一、吏部、考功清吏司、第四b頁。

(26) 『(光緒)大清會典事例』、卷九二、吏部、處分例、外官告病、第四b～五a頁。

清代の文書制度によれば、咨文は平行官廳の間、たとえば總督と巡撫との間の往來文書であり、本來、督撫から州縣地方官に宛てるものではない。しかしながら、離任治療の官僚は、歸鄉の後、本籍地の地方官に對し報告を行う際に、その咨文を提出し、本籍地の地方官は、それを所管の督撫(順天府、奉天府の場合は府尹)に轉送した。つまり結局は、任地の督撫と本籍地の督撫とのやりとりになるので、最初から咨文が發給されるのである。

(27) 『(光緒)大清會典事例』、卷九二、吏部、處分例、外官告病、第四b～五a頁。

(28) 『(萬曆)大明會典』、卷一三、吏部、事故、第二四八頁。『吏部職掌』、外官患病、(『四庫全書存目叢書』史部、濟南、齊魯書社、一九九六年、第二八五冊)第一〇六頁。なお、元朝の事例について、『通制條格』、卷二二、假寧、(杭州、浙江古籍出版社、一九八六年)第二六八～二六九頁を參照。

(29) 『(康熙)大清會典』、卷一一、吏部、告病、(康熙年間內府刊本)第二a頁。

(30) 『(康熙)大清會典』、卷一一、吏部、告病、第三b頁。

(31) 『(雍正)大清會典』、卷一六、吏部、告病、(雍正年間內府刊本)第六a～b頁。『世宗憲皇帝實錄』、卷六三、雍正五年十一月乙卯、(臺北、華文書局、一九六四年)第九八四頁。

(32) 『光緒朝硃批奏摺』、第三輯、第一九九～二〇〇頁、光緒五年十一月、陝甘總督左宗棠片。順天府檔案、第二二卷、第〇〇六號、光緒二十七年十一月二十一日、房山縣縣丞金萬樞病痊銷假聽委事。同第〇〇七號、光緒二十七年十一月十八日、房山縣詳送卑縣縣丞金萬樞前因患病請假現已病痊請轉詳銷假緣由清册。このほか、「捐復」、つまり金錢を納めて職務に復歸する制度もあった。

(33) 徐賡陛『不慊齋漫存』、卷二、求卸事稟、(近代中國史料叢刊第七八輯第七七三冊)第二一一～二一三頁、稟因病乞假、同第二三一～二三二頁、稟首府馮、同第二三三～二三七頁。

(34) 『雍正硃批奏摺選輯』、卷一、卷七二、(臺北、臺灣銀行經濟研究室、一九六三年)第七三頁。『臺案彙錄乙集』、卷三、七〇、(臺北、臺灣銀行經濟研究室、一九六三年)第七二頁。順天府檔案、第二卷、第〇三二號、光緒二十九年七月十五日、順天府咨覆直督謝錫芬等因案撤任緣由。第二二卷、

第〇〇九號、光緒二十九年四月二十三日、南路同知謝錫芬稟。同第〇一〇號、光緒二十九年四月二十二日、南路同知謝錫芬稟。

(35) 段光清『鏡湖自撰年譜』、(北京、中華書局、一九九七年)第一八頁。李寶嘉『官場現形記』、(北京、人民文學出版社、一九七九年)第三〇三頁。

(36) 『(光緒)大清會典事例』、卷九二、吏部、處分例、外官告病、第五b頁。

(37) 『(光緒)大清會典事例』、卷八二、吏部、處分例、第四a頁。『大清律例』、卷六、吏律、職制、擅離職役、(劉海年等『中國珍稀法律典籍集成』、北京、科學出版社、一九九四年、丙編第一册)第一三一頁。

(38) 『大明律直解所載明律』、卷一七、兵律、(劉海年等『中國珍稀法律典籍集成』、乙編第一册)第五四六頁。

(39) 『大清律例』、卷二二、兵律、郵驛、病故官家屬還鄉、第二九九～三〇〇頁。『欽定六部處分則例』、卷一三、事故、微員歸籍、(第三二二頁。『(光緒)大清會典』、卷三八、禮部、祠祭清吏司、第二b頁。『欽定禮部則例』、卷一六七、祠祭清吏司、(道光二十四年刊本)第一a～三b頁。

(40) 張集馨『道咸宦海見聞錄』、(北京、中華書局、一九八一年)第二三八～二三九頁。段光清『鏡湖自撰年譜』、第一五〇～一五一頁。

(41) 『治浙成規』、卷三、藩政、浙省佐雜微員事故回籍請給路費章程、(『官箴書集成』、第六册)第四二八～四三〇頁。『(光緒)永嘉縣志』、卷九、秩官志、縣職、(光緒八年刊本)二四b頁。

(42) 『大清律例』、卷二二、兵律、郵驛、病故官家屬還鄉、第二九九～三〇〇頁。『(光緒)大清會典事例』、卷二七〇、戶部、蠲恤、第一a頁。『乾隆朝上諭檔』、第一册、乾隆元年七月二十六日、(北京、檔案出版社、一九九一年)第一〇三～一〇四頁。

(43) 『(光緒)大清會典事例』、卷二七〇、戶部、蠲恤、第一b頁。

(44) 『欽定戶部則例』、卷八六、蠲恤、微員賞給路費、(同治十三年刊本)第一一b頁。『欽定六部處分則例』、卷一三、事故、微員歸鄉、第三二二頁。

(45) 岸本美緒『清代中國の物價と經濟變動』、東京、研文出版、一九九七年、第一七～一九、第四七～五二頁。『欽定戶部則例』、卷八六、蠲恤、微員賞給路費、第一一a～b頁。

(46) 『治浙成規』、卷三、藩政、浙省佐雜微員事故回籍請給路費章程、第四二八～四三〇頁。同卷三、藩政、州縣憲捐微員回籍路費坐扣府廉、第四三一頁。

(47) 『治浙成規』、卷一、藩政、丞倅州縣及試用人員病故扶櫬路費到任在任二年以內者分別准給、第三四六～三四七頁。同卷二、藩政、捐納知縣到浙未久病故照試用知縣之案酌給盤費銀百兩、第三六九～三七〇頁。

(48) 『治浙成規』、卷三、藩政、浙省丞倅州縣事故停給路費、第四三二頁。

(49) 『治浙成規』、卷三、藩政、丞倅州縣到任未及半年遇有丁憂事故仍循給發路費、第四四二～四四三頁。

(50) 『治浙成規』、卷四、藩政、丞倅州縣病故到任未及半年者分別遠近給發回籍路銀兩、第四四八～四四九頁。

(51) 『治浙成規』、卷四、藩政、浙省丞倅州縣如遇有丁憂事故無力固籍者向給路費按照省分遠近酌給儻有捐納出身及捐過班補授者不准給豫路費、第四六三頁。

(52) 『福建省例』、銓政例・公捐養廉資助窮員。

(53) 『粵東省例新纂』、卷二、戶例上、文員正雜各官周恤路費、(道光二十六年刊本)第三a～七b。

(54) 『江蘇省例續編』、藩例、微員路費限制、同治十二年、(光緒元年江蘇書局刊本)第一四a～一七a頁。

(55) 『樊山政書』、卷二、批西安府張守裏、第三六頁。『晉政輯要』、卷二、公捐各款、(『官箴書集成』、第五册)第四七四頁。『湖南省例成案』、卷一七、兵律、郵驛、病故官家屬還鄉、(清刊本)第五三a～五四b頁。

(56) 順天府檔案、第二一卷、第〇三六號、光緒三十四年十二月十八日、固安縣申請已故敎諭馬佩瑗撫恤銀兩並送印領由。

(57) 『宮中檔雍正朝奏摺』、第一七輯、雍正八年十一月十五日、廣西布政使元展成奏請發給分省試用進士銀兩、(臺北、故宮博物院、一九七九年)第一六三頁。

practices, which clearly violated dynastic custom, after repeated attempts to abolish them clearly indicates just how well the activities of the Chamber of Personnel suited the despotic atmosphere of the late-Koryŏ period. The Chamber of Personnel was finally abolished in the early-Chosŏn period, but the authority of the Grand-Councilors in the State Council regarding personnel administration was not restored to its previous status. Thereafter, the selection of personnel conducted by the Personnel Section 吏兵曹 was increasingly under direct control of the King himself.

I have attempted to analyze the above-mentioned changes in personnel institutions through an analysis of the form of appointment letters.

## ON THE DEATH FROM ILLNESS AND RECUPERATION OF LOCAL OFFICIALS DURING THE QING: A CONSIDERATION OF THE SYSTEM OF PERSONNEL ADMINISTRATION

WU Yue

In this paper I propose to examine the everyday problems of personnel management through an analysis of the procedural documents concerned with recuperation and death from illness of local government officials, who composed the greatest number of bureaucrats. Management of the problems of sickness and death by illness was a relatively frequent, common matter in the sphere of personnel management, and for this reason it better reflects the realities of local government administration and personnel management of local officials than the regular hiring of new local officials or the daji 大計, conducted every three years. This topic is therefore an extremely important issue in the study of local government administration and the bureaucratic system.

The point of this paper is to illuminate how local officials or their families petitioned or reported on their misfortunes and how those petitions and reports were processed by their bureaucratic superiors through an attempt at reconstructing these documents. Clarifying these documents can undoubtedly illuminate how the Qing bureaucratic personnel system was

related to the contemporary system of governmental administration.

In this paper, I have relied on official government files in reconstructing the documents related to the illness and recuperation of local officials in an attempt to explain the policies taken regarding local officials, and their families, who were stricken by such misfortune. In short, the death from illness or recuperation by local officials, and the ameliorative measures ordered to lower-ranking local officials required set forms of procedures and documentation. These bureaucratic procedures involved common features, such as the submission of petitions or reports of death from the stricken bureaucrats or their families, the inspections and submission of an affidavit 印結 by their superiors, the creation of management proposals and inspection of related documents by the provincial administrative commissioner 布政使, and the directive 題咨 of the governor 督撫. This complex trail of personnel administrative documentation was indispensable in maintaining the smooth functioning of daily government administration. Additionally, these documents allow us to confirm the existence of an orderly system of internal links between local government offices. In this manner we are able to understand how personnel management supported the execution of the administration of justice 刑名 and land taxes 錢糧 on the local level in terms of bureaucratic administration.

In the conclusion of this paper, I point out that the internal links between local government offices was a function of authority delegated to them rather than merely based on the hierarchical relations within administrative institutions. All local government offices thus did not necessarily possess equal degrees of authority in judicial or personnel administration. The fact that same degree of authority was not allotted in every field by a permanent and fixed vertical relationship between local government offices is undoubtedly an important principle in any consideration of the Qing system of local government administration. The problem of the authority of the local government offices can be understood as a key to further study of local political administration.